

令和5年 第1回

士幌町議会定例会議案

令和5年3月3日

議案第1号	令和4年度土幌町一般会計補正予算（第11号）
議案第2号	令和4年度土幌町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）
議案第3号	令和4年度土幌町介護保険事業特別会計補正予算（第4号）
議案第4号	令和4年度土幌町介護サービス事業特別会計補正予算（第5号）
議案第5号	令和4年度土幌町簡易水道事業特別会計補正予算（第4号）
議案第6号	令和4年度土幌町公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）
議案第7号	令和4年度土幌町国民健康保険病院事業会計補正予算（第5号）
議案第8号	固定資産評価審査委員会委員の選任について
議案第9号	人権擁護委員の推薦について
議案第10号	行政組織及び事務分掌の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例案
議案第11号	土幌町情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例案
議案第12号	土幌町個人情報保護法施行条例案
議案第13号	土幌町情報公開条例及び土幌町情報公開・個人情報保護審査会条例の一部を改正する条例案
議案第14号	土幌町手数料徴収条例の一部を改正する条例案
議案第15号	土幌町印鑑登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例案
議案第16号	土幌町学校給食センター設置条例の一部を改正する条例案
議案第17号	土幌町農畜産物加工研修施設設置条例の一部を改正する条例案
議案第18号	土幌町地域生活支援事業の実施に関する条例の一部を改正する条例案
議案第19号	土幌町国民健康保険条例の一部を改正する条例案
議案第20号	令和5年度土幌町一般会計予算
議案第21号	令和5年度土幌町国民健康保険事業特別会計予算
議案第22号	令和5年度土幌町後期高齢者医療事業特別会計予算
議案第23号	令和5年度土幌町介護保険事業特別会計予算
議案第24号	令和5年度土幌町介護サービス事業特別会計予算
議案第25号	令和5年度土幌町簡易水道事業特別会計予算
議案第26号	令和5年度土幌町公共下水道事業特別会計予算
議案第27号	令和5年度土幌町国民健康保険病院事業会計予算

上記の議案を別紙のとおり提出する。

令和5年3月3日

土幌町議会議長 秋間 紘一 様

土幌町長 高木 康弘

議案第 8 号

固定資産評価審査委員会委員の選任について

次の者を固定資産評価審査委員会委員に選任したいので、地方税法第 423 条第 3 項の規定により議会の同意を求める。

住 所	●●●●●●●●●●●●●●●●●●
氏 名	山 田 英 寿
	●●●●●●●●●●●●●●

住 所	●●●●●●●●●●●●●●●●●●
氏 名	廣 長 悦 治
	●●●●●●●●●●●●●●

説 明

地方税法第 423 条第 3 項の規定により、議会の同意を求めるものである。

議案第 9 号

人権擁護委員の推薦について

次の者を人権擁護委員として推薦したいので、人権擁護委員法第 6 条第 3 項の規定により議会の意見を求める。

住 所	●●●●●●●●●●●●●●●●
氏 名	金 森 秀 文
	●●●●●●●●●●●●

説 明

人権擁護委員法第 6 条第 3 項の規定により、議会の意見を求めるものである。

議案第10号

行政組織及び事務分掌の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例案

行政組織及び事務分掌の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例

(土幌町行政改革推進委員会設置条例の一部改正)

第1条 土幌町行政改革推進委員会設置条例（昭和60年条例第12号）の一部を次のように改正する。

第6条中「総務企画課」を「地域戦略課」に改める。

(土幌町町民会議条例の一部改正)

第2条 土幌町町民会議条例（昭和61年条例第18号）の一部を次のように改正する。

第6条中「総務企画課」を「地域戦略課」に改める。

(職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の一部改正)

第3条 職員の懲戒の手續及び効果に関する条例（昭和28年条例第11号）の一部を次のように改正する。

第8条第2項中「総務企画課」を「総務課」に改める。

(土幌町特別職報酬等審議会条例の一部改正)

第4条 土幌町特別職報酬等審議会条例（昭和46年条例第14号）の一部を次のように改正する。

第6条中「総務企画課」を「総務課」に改める。

(建設工事請負業者資格審査会及び建設工事請負業者指名委員会設置条例の一部改正)

第5条 建設工事請負業者資格審査会及び建設工事請負業者指名委員会設置条例（平成12年条例第9号）の一部を次のように改正する。

第6条中「総務企画課」を「総務課」に改める。

(土幌町子ども・子育て会議条例の一部改正)

第6条 土幌町子ども・子育て会議条例（平成25年条例第26号）の一部を次のように改正する。

第6条中「子ども課」を「幼児教育課」に改める。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

説 明

行政組織及び事務分掌の見直しに伴う土幌町課設置条例の改正により、関係条例を整備するものである。

議案第11号

士幌町情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例案

士幌町情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、町の機関等に係る申請、届出その他の手続等に関し、電子情報処理組織(町の機関等の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。以下同じ。))とその手続等の相手方の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下同じ。)を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法により行うことができるようにするために必要となる事項を定めることにより、町民等の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 条例等 条例及び規則等(地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第2項に規定する規程及び地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第10条に規定する管理規程を含む。以下同じ。)並びに地方自治法第252条の17の2第1項又は地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第55条第1項の規定により町が処理することとなる事務について規定する北海道の条例及び北海道知事又は北海道教育委員会の規則(地方自治法第138条の4第2項に規定する規程を含む。)をいう。

(2) 町の機関等 次に掲げるものをいう。

ア 町の機関(町長(水道事業管理者又は病院事業管理者の権限を含む。以下同じ。)、議会、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会及びこれらに置かれる機関をいう。以下同じ。)

イ 町の機関の職員であって法律又は条例上独立に権限を行使することを認められたもの

ウ 地方自治法第244条の2第3項の規定により町が指定した指定管理者

(3) 書面等 書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形その他の人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。

- (4) 署名等 署名、記名、自署、連署、押印その他氏名又は名称を書面等に記載することをいう。
- (5) 電磁的記録 電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。
- (6) 申請等 申請、届出その他の町の機関等に対して行われる通知をいう。
- (7) 処分通知等 処分(行政庁の処分その他公権力の行使に当たる行為をいう。)の通知その他の町の機関等が行う通知(不特定の者に対して行うものを除く。)をいう。
- (8) 縦覧等 町の機関等が書面等又は電磁的記録に記録されている事項を縦覧又は閲覧に供することをいう。
- (9) 作成等 町の機関等が書面等又は電磁的記録を作成し、又は保存することをいう。
- (10) 手続等 申請等、処分通知等、縦覧等又は作成等をいう。

(情報システムの整備等)

第3条 町の機関等は、手続等における情報通信技術の利用の推進を図るため、情報システムの整備その他必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

2 町の機関等は、前項の措置を講ずるに当たっては、当該情報システムの安全性及び信頼性を確保するために必要な措置を講じなければならない。

3 町の機関等は、第1項の措置を講ずるに当たっては、これと併せて、当該情報システムを利用して行われる手続等及びこれに関連する事務の簡素化又は合理化その他の見直しを行うよう努めなければならない。

(電子情報処理組織による申請等)

第4条 申請等のうち当該申請等に関する他の条例等の規定において書面等により行うことその他のその方法が規定されているものについては、当該条例等の規定にかかわらず、規則等で定めるところにより、規則等で定める電子情報処理組織を使用する方法により行うことができる。

2 前項の電子情報処理組織を使用する方法により行われた申請等については、当該申請等に関する他の条例等の規定に規定する方法により行われたものとみなして、当該条例等その他の当該申請等に関する条例等の規定を適用する。

3 第1項の電子情報処理組織を使用する方法により行われた申請等は、当該申請等を受ける町の機関等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に当該町の機関等に到達したものとみなす。

4 申請等のうち当該申請等に関する他の条例等の規定において署名等をすることが

規定されているものを第1項の電子情報処理組織を使用する方法により行う場合には、当該署名等については、当該条例等の規定にかかわらず、電子情報処理組織を使用した個人番号カード(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第2条第7項に規定する個人番号カードをいう。第9条において同じ。)の利用その他の氏名又は名称を明らかにする措置であって規則等で定めるものをもって代えることができる。

5 申請等のうち当該申請等に関する他の条例等の規定において手数料の納付の方法が規定されているものを第1項の電子情報処理組織を使用する方法により行う場合には、当該手数料の納付については、当該条例等の規定にかかわらず、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法であって規則等で定めるものをもってすることができる。

6 申請等をする者について対面により本人確認をするべき事情がある場合、申請等に係る書面等のうちにその原本を確認する必要があるものがある場合その他の当該申請等のうちに第1項の電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不適当と認められる部分がある場合として規則等で定める場合には、規則等で定めるところにより、当該申請等のうち当該部分以外の部分につき、前各項の規定を適用する。この場合において、第2項中「行われた申請等」とあるのは、「行われた申請等(第6項の規定により前項の規定を適用する部分に限る。以下この項から第5項までにおいて同じ。)」とする。

(電子情報処理組織による処分通知等)

第5条 処分通知等のうち当該処分通知等に関する他の条例等の規定において書面等により行うことその他のその方法が規定されているものについては、当該条例等の規定にかかわらず、規則等で定めるところにより、規則等で定める電子情報処理組織を使用する方法により行うことができる。ただし、当該処分通知等を受ける者が当該電子情報処理組織を使用する方法により受ける旨の規則等で定める方式による表示をする場合に限る。

2 前項の電子情報処理組織を使用する方法により行われた処分通知等については、当該処分通知等に関する他の条例等の規定に規定する方法により行われたものとみなして、当該条例等その他の当該処分通知等に関する条例等の規定を適用する。

3 第1項の電子情報処理組織を使用する方法により行われた処分通知等は、当該処分通知等を受ける者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に当該処分通知等を受ける者に到達したものとみなす。

4 処分通知等のうち当該処分通知等に関する他の条例等の規定において署名等をするものが規定されているものを第1項の電子情報処理組織を使用する方法により

行う場合には、当該署名等については、当該条例等の規定にかかわらず、氏名又は名称を明らかにする措置であって規則等で定めるものをもって代えることができる。

- 5 処分通知等を受ける者について対面により本人確認をするべき事情がある場合、処分通知等に係る書面等のうちにその原本を交付する必要があるものがある場合その他の当該処分通知等のうちに第1項の電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不相当と認められる部分がある場合として規則等で定める場合には、規則等で定めるところにより、当該処分通知等のうち当該部分以外の部分につき、前各項の規定を適用する。この場合において、第2項中「行われた処分通知等」とあるのは、「行われた処分通知等(第5項の規定により前項の規定を適用する部分に限る。以下この項から第4項までにおいて同じ。)」とする。

(電磁的記録による縦覧等)

第6条 縦覧等のうち当該縦覧等に関する他の条例等の規定において書面等により行うことが規定されているもの(申請等に基づくものを除く。)については、当該条例等の規定にかかわらず、規則等で定めるところにより、当該書面等に係る電磁的記録に記録されている事項又は当該事項を記載した書類により行うことができる。

- 2 前項の電磁的記録に記録されている事項又は書類により行われた縦覧等については、当該縦覧等に関する他の条例等の規定により書面等により行われたものとみなして、当該条例等その他の当該縦覧等に関する条例等の規定を適用する。

(電磁的記録による作成等)

第7条 作成等のうち当該作成等に関する他の条例等の規定において書面等により行うことが規定されているものについては、当該条例等の規定にかかわらず、規則等で定めるところにより、当該書面等に係る電磁的記録により行うことができる。

- 2 前項の電磁的記録により行われた作成等については、当該作成等に関する他の条例等の規定により書面等により行われたものとみなして、当該条例等その他の当該作成等に関する条例等の規定を適用する。

- 3 作成等のうち当該作成等に関する他の条例等の規定において署名等を行うことが規定されているものを第1項の電磁的記録により行う場合には、当該署名等については、当該条例等の規定にかかわらず、氏名又は名称を明らかにする措置であって規則等で定めるものをもって代えることができる。

(適用除外)

第8条 次に掲げる手続等については、第4条から前条までの規定は、適用しない。

- (1) 手続等のうち、申請等に係る事項に虚偽がないかどうかを対面により確認する必要があること、許可証その他の処分通知等に係る書面等を事業所に備え付け

る必要があることその他の事由により当該手続等を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法により行うことが適当でないものとして規則等で定めるもの

(2) 手続等のうち当該手続等に関する他の条例等の規定において電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法により行うことが規定されているもの(第4条第1項、第5条第1項、第6条第1項又は前条第1項の規定に基づき行うことが規定されているものを除く。)

(添付書面等の省略)

第9条 申請等をする者に係る住民票の写しその他の規則等で定める書面等であって当該申請等に関する他の条例等の規定において当該申請等に際し添付することが規定されているものについては、当該条例等の規定にかかわらず、町の機関等が、当該申請等をする者が行う電子情報処理組織を使用した個人番号カードの利用その他の措置であって当該書面等の区分に応じ規則等で定めるものにより、直接に、又は電子情報処理組織を使用して、当該書面等により確認すべき事項に係る情報を入手し、又は参照することができる場合には、添付することを要しない。

(情報通信技術を活用した行政の推進に関する状況の公表)

第10条 町長は、電子情報処理組織を使用する方法により行うことができる町の機関等に係る申請等及び処分通知等その他この条例の規定による情報通信技術を活用した行政の推進に関する状況について、インターネットの利用その他の方法により随時公表するものとする。

(委任)

第11条 この条例に定めるもののほか、この条例の実施のために必要な事項は、規則等で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

説 明

町民の利便性向上や行政運営の簡素化・効率化に資することを目的に、町が行う各種申請や届出等の行政手続きについて、オンライン実施を可能とするため、条例を制定するものである。

議案第12号

士幌町個人情報保護法施行条例案

士幌町個人情報保護法施行条例

(趣旨)

第1条 この条例は、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号。以下「法」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において使用する用語は、法及び個人情報の保護に関する法律施行令(平成15年政令第507号)において使用する用語の例による。

2 この条例において「実施機関」とは、町長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会及び固定資産評価審査委員会をいう。

(手数料等)

第3条 法第89条第2項に規定する開示請求に係る手数料は、無料とする。ただし、保有個人情報が記録されている地方公共団体等行政文書の写しの交付を受ける者は、当該写しの作成及び送付に要する費用を負担しなければならない。

(審査会への諮問)

第4条 実施機関は、次の各号のいずれかに該当する場合において、個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認めるときは、士幌町情報公開・個人情報保護審査会条例(平成18年条例第3号)第1条に規定する士幌町情報公開・個人情報保護審査会(以下「審査会」という。)に諮問することができる。

- (1) この条例の規定を改正し、又は廃止しようとする場合
- (2) 法第66条第1項の規定に基づき講ずる措置の基準を定めようとする場合
- (3) 前2号に掲げる場合のほか、実施機関における個人情報の取扱いに関する運用上の細則を定めようとする場合

(委任)

第5条 この条例に定めるもののほか、この条例の実施のため必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(土幌町個人情報保護条例の廃止)

第2条 土幌町個人情報保護条例(平成17年条例第25号)は、廃止する。

(経過措置)

第3条 次に掲げる者に係る前条の規定による廃止前の土幌町個人情報保護条例（以下「旧条例」という。）第12条又は第34条第1項の規定によるその業務に関して知り得た旧条例第2条第1号に規定する個人情報(以下「旧個人情報」という。)の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない義務については、この条例の施行後も、なお従前の例による。

(1) この条例の施行の際現に旧条例第2条第3号に規定する実施機関（以下「旧実施機関」という。）の職員である者又はこの条例の施行前において旧実施機関の職員であった者のうち、この条例の施行前において旧個人情報の取扱いに従事していた者

(2) この条例の施行前において旧実施機関から旧個人情報の取扱いの委託を受けた業務に従事していた者

(3) この条例の施行前において指定管理者が管理する公の施設の管理の業務に従事していた者

2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)の前に旧条例第8条の規定によりなされた事務の届出等は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。

3 施行日前に旧条例第13条第1項若しくは第2項、第23条第1項若しくは第2項又は第25条第1項、第2項若しくは第3項の規定による請求がされた場合における旧条例に規定する個人情報の開示、訂正(追加及び削除を含む。)及び利用停止については、なお従前の例による。

4 施行日前に旧条例第31条第1項の規定により審査会に諮問がされた場合における旧条例に規定する調査審議については、なお従前の例による。

5 次に掲げる者が、正当な理由がないのに、この条例の施行前において旧実施機関が保有していた個人の秘密に属する事項が記録された旧条例第2条第5号に規定する公文書（以下「旧公文書」という。）であって、特定の旧個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）をこの条例の施行後に提供したときは、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

(1) この条例の施行の際現に旧実施機関の職員である者又はこの条例の施行前において旧実施機関の職員であった者

(2) 第1項第2号に掲げる者

6 前項各号に掲げる者が、その業務に関して知り得た旧公文書に記録されている旧個人情報をおの条例の施行後に自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

7 前2項の規定は、町の区域外においてこれらの項の罪を犯した者にも適用する。

第4条 附則第2条の規定により旧条例の規定がその効力を失う前にした違反行為の処罰については、その失効後も、なお従前の例による。

説 明

個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）の改正により、士幌町個人情報保護法施行条例を制定するものである。

議案第13号

士幌町情報公開条例及び士幌町情報公開・個人情報保護審査会条例の一部を改正する条例案

士幌町情報公開条例及び士幌町情報公開・個人情報保護審査会条例の一部を改正する条例

(士幌町情報公開条例の一部改正)

第1条 士幌町情報公開条例(平成12年条例第125号)の一部を次のように改正する。

第6条及び第7条中「非公開情報」を「不開示情報」に改める。

第8条第1項中「第9条第1項第2号」を「次条第1項第2号」に改め、同項第2号中「非公開情報」を「不開示情報」に改める。

第10条第1項中「14日以内」を「30日以内」に改め、同条第2項中「14日」を「30日」に改め、同条第3項中「28日以内」を「60日以内」に改める。

第11条第3項中「第12条第1項第1号」を「次条第1項第1号」に改める。

(士幌町情報公開・個人情報保護審査会条例の一部改正)

第2条 士幌町情報公開・個人情報保護審査会条例(平成18年条例第3号)の一部を次のように改正する。

第1条を次のように改める。

(設置)

第1条 士幌町情報公開条例(平成12年条例第125号。以下「情報公開条例」という。)、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」という。)、士幌町個人情報保護法施行条例(令和○年条例第○号。以下「町個人情報保護施行条例」という。)及び士幌町議会の個人情報の保護に関する条例(令和○年条例第○号。以下「議会個人情報保護条例」という。)の規定によりその権限に属する事項を行わせるため、士幌町情報公開・個人情報保護審査会(以下「審査会」という。)を設置する。

第7条を第8条とし、第2条から第6条までを1条ずつ繰り下げ、第1条の次に次の1条を加える。

(所掌事項)

第2条 審査会の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 情報公開条例第16条第1項の規定による諮問に応じ審査請求について調査審議すること。
 - (2) 個人情報保護法第105条第3項において準用する同条第1項の規定による諮問に応じ審査請求について調査審議すること。
 - (3) 町個人情報保護施行条例第4条の規定による諮問に応じ調査審議すること。
 - (4) 特定個人情報保護評価に関する規則（平成26年特定個人情報保護委員会規則第1号）第7条第4項の規定により意見を述べること。
 - (5) 議会個人情報保護条例第45条の規定による諮問に応じ審査請求について調査審議すること。
 - (6) 議会個人情報保護条例第50条の規定による諮問に応じ調査審議すること。
- 2 審査会は、情報公開制度及び個人情報保護制度に関する事項を調査審議し、又は情報公開制度及び個人情報保護制度の在り方について実施機関（情報公開条例第2条第1項に規定する実施機関、町個人情報保護施行条例第2条第2項に規定する実施機関及び議会をいう。以下同じ。）に意見を述べることができる。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

説 明

個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）の改正により、条例を改正するものである。

議案第14号

士幌町手数料徴収条例の一部を改正する条例案

士幌町手数料徴収条例の一部を改正する条例

士幌町手数料徴収条例（昭和43年条例第6号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「別表第1及び第2」を「別表」に改める。

第4条第6号中「別表第1（14）」を「別表（19）」に改める。

第5条中「別表第1」を「別表」に改め、同条に次の1項を加える。

- 2 前項の規定にかかわらず、本町に住所を有する者は、当該書類の送付に要する費用に相当する額を徴収しない。ただし、郵便法（昭和22年法律第165号）第44条に規定する郵便物の特殊取扱等に係る料金については、この限りでない。

別表第2を削り、別表第1を次のように改める。

別表

種別	単位	金額
(1) 戸籍謄抄本又は戸籍の全部事項証明書若しくは個人事項証明書の交付	1 件	450円
(2) 除籍謄抄本又は除籍の全部事項証明書若しくは個人事項証明書の交付	1 件	750円
(3) 戸籍記載事項証明	1 件	350円
(4) 除籍記載事項証明	1 件	450円
(5) 戸籍の届書若しくは申請の受理証明又は届書その他の書類の記載事項証明	1 件	350円
(6) 戸籍の届書その他の書類の閲覧	1 件	350円
(7) 上質紙を用いた婚姻、離婚等の届書の受理証明	1 件	1,400円
(8) 身分、身元及び在籍に関する証明	1 件	300円

(9) 印鑑に関する証明	1 件	300円
(10) 印鑑登録証の再交付	1 件	300円
(11) 住民票に関する証明	1 件	300円
(12) 住民票の写しの広域交付	1 件	300円
(13) 生存、死亡及び埋火葬に関する証明	1 件	300円
(14) 租税及び公課に関する証明	1 件	300円
(15) 所得に関する証明	1 件	300円
(16) 土地建物に関する証明（建物は 1 棟を 1 筆として計算し、土幌町町税条例（昭和43年条例第15号）第73条の 3 第 1 項に規定する証明を除く。）		
ア 現地調査を要するもの	1 筆	500円
イ 現地調査を要しないもの	1 筆	300円（ア、イとも 1 筆増すごとに100円加算）
(17) 法人又は団体に関する証明及び個人の営業に関する証明	1 件	400円
(18) 課税台帳の複写	1 件	300円
(19) 行政不服審査関係資料を複写したもの等の交付		
ア 行政不服審査法（平成26年法律第68号）第38条第 1 項（同法第 9 条第 3 項の規定により読み替えて適用する場合及び他の法律で準用する場合を含む。）の規定に基づく交付		
(ア) 複写又は出力の方法による場合	1 件	用紙 1 枚につき10円（カラーの場合にあっては、20円）。ただし、両面に複写し、又は出力した場合にあっては、片面を 1 枚として算定する。
(イ) 情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第151号。以下「情報通信	1 件	（ア）の方法によってするとしたならば複写され、又は出力される 1 枚につき10円

技術推進法」という。) 第7条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して行う方法による場合		
イ 行政不服審査法第81条第3項の規定により準用する同法第78条第1項の規定に基づく交付		
(ア) 複写又は出力の方法による場合	1 件	用紙1枚につき10円(カラーの場合にあっては、20円)。ただし、両面に複写し、又は出力した場合にあっては、片面を1枚として算定する。
(イ) 情報通信技術推進法第7条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して行う方法による場合	1 件	(ア)の方法によってするとしたならば複写され、又は出力される1枚につき10円
(20) 公文書類簿冊閲覧	1 件	100円
(21) 公文書類複写謄本交付	1 件	300円
(22) 疫病予防注射等手数料	その都度町が定める。	
(23) 農地転用許可票の交付	1 枚	300円
(24) 地籍調査の成果の複写及び閲覧		
ア 地籍図の複写	1 枚	800円
イ 地籍図集成図、図根三角点(標定点)網図、図根多角点網図、航測図根点配置図及び号線間計算図の複写	1 枚	1,000円
ウ 成果(境界点、図根三角点図根多角点、航測図根点及び号線中心点)、面積計算簿、面積測定写図及び点の記の複写	1 枚	600円
エ 図面及び成果の閲覧		複写金額の半額
(25) 臨時運行許可申請(許可の時)	1 両	750円
(26) 住宅用家屋証明申請(証明書発行時)	1 件	1,300円

(27) 優良宅地造成認定申請（認定申請時）	1 件	93,300円
(28) 優良住宅新築認定申請（認定申請時）		
ア 100m ² 以下	1 件	6,200円
イ 100m ² を超え500m ² 以下	1 件	8,600円
ウ 500m ² を超え2,000m ² 以下	1 件	13,000円
エ 2,000m ² を超え10,000m ² 以下	1 件	35,000円
オ 10,000m ² を超え50,000m ² 以下	1 件	43,000円
カ 50,000m ² を超えるもの	1 件	58,000円
(29) 鳥獣飼養登録票交付（登録票交付時）	1 件	3,400円
(30) 鳥獣飼養登録票更新（登録票更新時）	1 件	3,400円
(31) 鳥獣飼養登録票再交付（登録票再交付時）	1 件	3,400円
(32) その他の諸証明		300円 ただし、異例のものについては、別に町長が定める。

附 則

（施行期日）

- この条例は、令和5年4月1日から施行する。
（土幌町町税条例の一部改正）
- 土幌町町税条例（昭和43年条例第15号）の一部を次のように改正する。
第18条の4第1項中「別表第1」を「別表」に改める。

説 明

郵便等による請求可否の区分の廃止及び町民に限り書類の送付に要する費用を徴収しないことにより自治体DXを推進するため、条例を改正するものである。

議案第15号

士幌町印鑑登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例案

士幌町印鑑登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例

士幌町印鑑登録及び証明に関する条例（平成24年条例第12号）の一部を次のように改正する。

第15条に次の1項を加える。

- 3 前項の規定にかかわらず、士幌町情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例（令和〇年条例第〇号）第4条第1項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により申請し、入力する事項に係る情報について電子署名（電子署名及び認証業務に関する法律（平成12年法律第102号）第2条第1項に規定する電子署名をいう。）を自ら行うことで、印鑑登録証明書の交付を町長に申請することができる。

第16条に次の1項を加える。

- 2 町長は、前条第3項の申請があったときは、当該申請が適正であることを確認した上で、印鑑登録証明書を交付する。

第17条を削り、第18条を第17条とし、第19条から第21条までを1条ずつ繰り上げる。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

説 明

町LINE公式アカウントにおいて、印鑑登録証明書の発行を行うため、条例を改正するものである。

議案第16号

士幌町学校給食センター設置条例の一部を改正する条例案

士幌町学校給食センター設置条例の一部を改正する条例

士幌町学校給食センター設置条例（平成27年条例第8号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表

区 分	金 額
小学校児童	1人1日当たり282円
中学校生徒	1人1日当たり327円
小学校教職員等	1人1日当たり282円
中学校教職員等	1人1日当たり327円

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

（学校給食費の免除）

- 2 第4条の規定にかかわらず、小学校児童及び中学校生徒の学校給食費は、当分の間、全額免除するものとする。

説 明

学校給食の原材料費や燃料価格等の高騰に伴う学校給食費の改定及び子育て支援対策として学校給食費の完全無償化をするため、条例を改正するものである。

議案第17号

士幌町農畜産物加工研修施設設置条例の一部を改正する条例案

士幌町農畜産物加工研修施設設置条例の一部を改正する条例

士幌町農畜産物加工研修施設設置条例（平成30年条例第25号）の一部を次のように改正する。

別表を次のとおり改める。

別表（第11条関係）

加工室等の区分	利用料金の上限額	
	4 時間以下	4 時間超
乳産ゾーン	2, 000円	3, 000円
農産ゾーン	2, 000円	3, 000円
畜産ゾーン	2, 000円	3, 000円
パーティールームのみ利用時	1 時間につき1, 000円	

備考 利用者のうち本町の住民が半数以上の場合の利用料金の上限額は、この表に定める額に2分の1を乗じて得た額とし、その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の第11条第1項第1号及び別表の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の利用に係る利用料金（施行日前に士幌町農畜産物加工研修施設設置条例第11条第3項の規定による町長の承認を得た後、同条例第7条第1項の規定により利用を許可した施行日以後の利用に係る利用料金を含む。）について適用し、施行日前の利用に係る利用料金については、なお従前の例による。

説 明

利用料金の見直しを行い、施設の利用促進を図るため、条例を改正するものである。

議案第18号

士幌町地域生活支援事業の実施に関する条例の一部を改正する条例案

士幌町地域生活支援事業の実施に関する条例の一部を改正する条例

士幌町地域生活支援事業の実施に関する条例（平成18年条例第46号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「特定施設入所障害者」を「特定施設入所等障害者」に改め、「特定施設への入所」の次に「又は入居の」を加え、「継続入所障害者」を「継続入所等障害者」に改め、「最初に入所」の次に「又は入居を」を加える。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

説 明

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）の改正により、条例を改正するものである。

議案第19号

士幌町国民健康保険条例の一部を改正する条例案

士幌町国民健康保険条例の一部を改正する条例
士幌町国民健康保険条例（昭和34年条例第13号）の一部を次のように改正する。

第7条第1項中「40万8千円」を「48万8千円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の士幌町国民健康保険条例の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の出産から適用し、出産の日が施行日前である被保険者の出産に係る給付については、なお従前の例による。

説 明

健康保険法施行令（大正15年勅令第243号）の改正により、条例を改正するものである。

議案第20号

令和5年度士幌町一般会計予算

地方自治法第211条第1項の規定により、令和5年度士幌町一般会計予算を、別案のとおり提出する。

議案第21号

令和5年度士幌町国民健康保険事業特別会計予算

地方自治法第211条第1項の規定により、令和5年度士幌町国民健康保険事業特別会計予算を、別案のとおり提出する。

議案第22号

令和5年度士幌町後期高齢者医療事業特別会計予算

地方自治法第211条第1項の規定により、令和5年度士幌町後期高齢者医療事業特別会計予算を、別案のとおり提出する。

議案第23号

令和5年度士幌町介護保険事業特別会計予算

地方自治法第211条第1項の規定により、令和5年度士幌町介護保険事業特別会計予算を、別案のとおり提出する。

議案第24号

令和5年度士幌町介護サービス事業特別会計予算

地方自治法第211条第1項の規定により、令和5年度士幌町介護サービス事業特別会計予算を、別案のとおり提出する。

議案第25号

令和5年度士幌町簡易水道事業特別会計予算

地方自治法第211条第1項の規定により、令和5年度士幌町簡易水道事業特別会計予算を、別案のとおり提出する。

議案第26号

令和5年度士幌町公共下水道事業特別会計予算

地方自治法第211条第1項の規定により、令和5年度士幌町公共下水道事業特別会計予算を、別案のとおり提出する。

議案第27号

令和5年度士幌町国民健康保険病院事業会計予算

地方公営企業法第24条第2項の規定により、令和5年度士幌町国民健康保険病院事業会計予算を、別案のとおり提出する。